

を經ずして現下の二、三圓臺（噸當り）より三圓臺に昂騰するは容易なりと推察するものなり。

凡そ事業の圓滿なる發展は其の原動力たる労働者の福利増進にある事は現在等しく識者の認むる所なり然るに船主は種々なる口實を設け吾々の福利増進は何等實施せず商法船舶法に規定されて居る船員の食料は船主の負擔とすの條項すら與へられず海上履歴拾箇年以上を有し年齢三十歳、四十歳になる水夫長、火夫長ですら僅かに參拾五、六圓より四拾圓位の薄給にて乞食浮浪者にも等しき悲惨なる生活を暮しつつあり吾々の或者の夫婦家庭經濟を略記せば

記

四〇圓（日給）―一九圓（船内食料） 差引三一圓（實收入）
七圓（家賃）、三圓（自分小使） 計一〇圓

三一圓（家賃）―一〇圓（自分小使。家賃計） 差引二一圓
二一圓―水道代、電氣代、食費、風呂代等） 差引五圓（借金となる）
斯の如き浮浪者、乞食にも同様な悲惨なる生活より出來得ざる俺達兄弟は如何して健康と市民的交際が得るであるや、世は非常時の社會にて國家は飛躍的發展を遂げんとしてゐる折柄吾々兄弟も國民の一員として將又^{（海）}輸港灣労働軍として準備の時に於ておや、吾々同志は斯く深く決意する處あり協力一致團結の力により生活權獲得の爲め同志を求め阪若汽船従業員の待遇を左記の如く改善せられんことを願するものなり。

記

一、水火夫長 四十五圓
二、一等水火夫 四十圓
三、水火夫 三十八圓